

広水企発第68号
令和2年8月14日

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団
指定給水装置工事事業者 御中

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団
企業長 小嶋 崇嗣
(公 印 省 略)

指定給水装置工事事業者制度の更新制導入に伴う
更新手続きのご案内について（通知）

日頃より、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団の水道事業にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の更新制度が導入されたことに伴い、下記の有効期間までに更新手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、早期に手続きを行った場合にあっては、次の有効期間開始日に変更はございません。

1. 有効期間及び受付期間

3	初回更新までの有効（受付）期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで

2. 申請時に必要な提出書類及び持参するもの

- 様式第1号（新規申請時と同様のもの）
- 様式第2号（欠格要件に該当しないことの宣誓書）
- 様式第3号（給水装置工事主任技術者選任・解任届出書）
- 機械器具調書
- 定款及び登記事項証明書（法人の場合）
- 住民票の写し（個人の場合）
- 旧指定証
- 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状または技術者証の写し）
- 更新手数料（5,000円）
- 指定給水装置工事事業者確認事項

※様式は 一ツ瀬水道企業団ホームページ → 指定給水装置工事事業者 の欄からダウンロードが可能です。

ホームページ URL → <http://www.hitotusesuidou.or.jp/>

お問い合わせ先
一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団
TEL 0983-35-1381
担当 柏田（かしわだ）